

議 第 86号  
令和 3年12月23日提出

熊本市立総合ビジネス専門学校の管理運営に関する規則の一部改正について

熊本市立総合ビジネス専門学校の管理運営に関する規則の一部を次のように改正したいので議決を求める。

熊本市教育長 遠 藤 洋 路

熊本市立総合ビジネス専門学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則

熊本市立総合ビジネス専門学校の管理運営に関する規則(昭和 59 年教委規則第 9 号)の一部を次のように改正する。

第 11 条第 2 項中「保護者」を「生徒」へ変更する。

附則

この規則は、令和4年(2022年)4月1日から施行する。

(提出理由)

現在、熊本市総合ビジネス専門学校の管理運営に関する規則では、教材の選定にあたって保護者の経済的負担について特に考慮しなければならないとしているが、民法改正で成人の年齢が18歳に引き下げられたことにより、これまで未成年者とされていた生徒は成人とみなされることとなる。成年者については学校教育法第16条に規定される保護者は存在しないこととなり、「保護者」の文言は不適となることから「生徒」との文言へ変更改正を行う必要があり、熊本市教育委員会教育長事務委任等規則(昭和27年教委規則第6号)第1条第8号の規定に基づき、議決を求めるものである。

これが、この議案を提出する理由である。

熊本市立総合ビジネス専門学校の管理運営に関する規則（昭和59年教委規則第9号）新旧対照表

改正後（案）	現行	備考
<p>第11条 学校は、教育上有益かつ適正と認める教材を使用することができる。</p> <p>2 学校は、教材の選定に当たって、<u>生徒</u>の経済的負担について特に考慮しなければならない。</p>	<p>第11条 学校は、教育上有益かつ適正と認める教材を使用することができる。</p> <p>2 学校は、教材の選定に当たって、<u>保護者</u>の経済的負担について特に考慮しなければならない。</p>	